

**都市計画の立案等に係る基礎的調査業務
公募型プロポーザルへの質疑書に対する回答**

番号	質疑項目	質疑内容	回答
1	特記仕様書 7 業務内容 (2)	「地域の選定については、調査職員の承諾を得る」とありますが、「調査職員」とは募集要項に記載の「提案募集事務局」の担当職員のことと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	特記仕様書 7 業務内容 (2) ア (エ)	「土壌汚染等の何らかの措置が必要な事案が含まれる場合は、そのコストも推定すること。」とありますが、土壌汚染等の何らかの措置が必要かどうか分かる資料(建築物のアスベスト調査報告書や地質履歴がわかる資料、土壌調査報告書など)はご提供いただけるとのことでしょうか。	本市が所有する報告書等を貸与します。そのほか、全国の過去の類似事例等を参考にコストを推定することを想定しています。
3	特記仕様書 7 業務内容 (2) ア (エ)	本業務内には、アスベスト調査や土壌調査・測量調査などは含まれないと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	特記仕様書 7 業務内容 (2) ア (エ)	土壌汚染等の何らかの措置が必要な事案が含まれた場合、その内容や程度によって対策コストは大幅に変動します。そのため、本業務においては、検討可能な範囲で貴市から提供される類似工事のデータ等を用いたコスト推定を行う程度と考えればよろしいでしょうか。	本市から提供するデータ等に加え、全国の過去の類似事例等を参考にコストを推定することを想定しています。